

地域指定年度	昭和47年度
計画策定年度	昭和48年度
計画見直し年度	昭和61年度
	平成6年度
	平成14年度
	平成22年度
	平成29年度

米沢農業振興地域整備計画書

令和6年9月

山形県米沢市

目次

第1	農用地利用計画	1
1	土地利用区分の方向	1
第2	農業生産基盤の整備開発計画	6
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	6
2	農業生産基盤整備開発計画	7
3	森林の整備その他林業の振興との関連	7
4	他事業との関連	7
第3	農用地等の保全計画	8
1	農用地等の保全の方向	8
2	農用地等保全整備計画	8
3	農用地等の保全のための活動	8
4	森林の整備その他林業の振興との関連	9
第4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	10
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	10
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	11
3	森林の整備その他林業の振興との関連	12
第5	農業近代化施設の整備計画	13
1	農業近代化施設の整備の方向	13
2	農業近代化施設整備計画	15
3	森林の整備その他林業の振興との関連	15
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	16
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	16
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	16
3	農業を担うべき者のための支援の活動	16
4	森林の整備その他林業の振興との関連	16
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	17
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	17
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	17
3	農業従事者就業促進施設	17
4	森林の整備その他林業の振興との関連	17
第8	生活環境施設の整備計画	18
1	生活環境施設の整備の目標	18
2	生活環境施設の整備計画	18
3	森林の整備その他林業の振興との関連	18
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	18
第9	附図	19

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本市は山形県の最南端で南に吾妻連峰、南東部に袖ヶ沢川、蟹ヶ沢を境にして福島県と接し、東北に奥羽山脈分水嶺をもって高島町、北西に出羽丘陵分水嶺を境にして川西町、飯豊町と接し、東西 32.1 km、南北 28.2 km、周長 124.5 km、総面積 548.51 km²である。南部に吾妻連峰の山嶺が東西に連なり、その幾つかの丘陵は北部の盆地に走りこの丘陵に沿って最上川の上流 4 河川があり、地域を潤している。

気候は内陸の特性をもつ盆地気象型を呈し、冬期間は北西季節風が吹くため、県内でも多雪地域で根雪期間も長く、悪天候の日が多い。年平均気温は 12.2℃、年間降雨量 1,373.5 mm、積雪期間 12 月上旬から 3 月下旬まで、初雪は 11 月が最も多く、晩霜は 5 月下旬まであり、気温の変化は比較的大きな地域である。

土地利用状況は農業振興地域の総面積 10,576ha のうち、農用地は 4,692ha で 44.4%、農業用施設用地 23ha で 0.2%、山林・原野 1,575ha で 14.9%、その他 4,286ha で 40.5%となっている。人口は令和 2 年国勢調査では、81,252 人で、近年は減少傾向にある。また本市は、置賜地方の中核として地域の開発が重要な役割を果たしており、将来においても一層都市機能の集積を高め地域開発の拠点として発展が期待されている。このような中で、今後の農業は農工一体とした振興の方向に進め、農業近代化実現のため集落区域に介在する農用地、立地条件等から見て、農業の近代化を図ることが相当でない農用地及びその他の用地を除いた農用地について積極的に整備を進めかつ保全を図る。

その結果、農業振興地域 10,576ha の土地利用計画は下表のとおりであり、目標年次における農用地面積を 4,677ha とする。

単位：ha、比率 %

区分 年次	農用地		農業用 施設用地		山林・原野		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (R 5)	4,692	44.4	23	0.2	1,575 (0)	14.9	4,286	40.5	10,576	100
目標	4,677	44.2	26	0.2	1,574 (0)	14.9	4,299	40.7	10,576	100
増減	△15		3		△1		13		0	

(注) () 内は、混牧林地面積である。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 4,692ha のうち a~c に該当する農用地で、次の (a)~(c) の農用地 482 ha 以外の農用地 4,210ha について、農用地区域を設定する方針である。

- a…集团的に存在する農用地（10ha以上の集团的な農用地）。
- b…土地改良事業又はこれに準ずる事業の施行に係る区域内にある農地。
- c… a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地。
 - (a) 集落区域内(連接集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域)に介在する農用地
 - (b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地
 - (c) 中心集落の整備に伴って拡張の対象となる農用地

(イ) 現況農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在、又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるもの23haについて農用地区域を設定する方針である。

(ウ) 現況山林・原野等についての農用地区域の設定方針

本市の農業経営形態の多くは、水稻を基幹として畜産、果樹、野菜、花き等を取り入れた複合経営で、担い手の育成を図るためには農地の集積等による規模拡大が必要となっており、農業経営の安定化を図るためにも、山林・原野等開発の将来の可能性を検討しながら農用地区域を設定する方針である。また、これら現況山林・原野等の61haは、国土保全機能、生態系保全機能等により農業経営に必要な農地環境を保護・保全するだけでなく、農村地域の良好な自然環境や景観をも形成する効果があることから、引き続き農用地区域として設定していく。

土地の種類	所在(位置)	所有権者 又は管理者	面積 ha	利用しようとする用途	備考
山林・原野等	全地区	私有地	61.0	畑	

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本地域の将来の農用地等は、4,187haを設定し、それぞれの用途に利用する面積は、農用地4,162ha、農業用施設用地25haとする。

現況農地のうち、区画整理が完了している水田については、稲作の機械化一貫作業体系が確立されており、高能率、高生産性の稲作地域とし、今後とも可能な限り優良農地として保全していく。また、未整備水田のうち整備可能な水田については、水田農業の確立を図るうえからも面的拡大が重要であり、これを積極的に推進する。

市の北部地域における現況畑地については、大半が集落内に散在し、多品目が小規模に混作されており、生産性は低いが、家庭用として作られており今後もそのまま利用する。一方、南部地域には、畑地も多く、かつ今後畑地として開発可能地も多いところから、これらを一体的

に整備開発し、団地化を図り複合経営の確立を図るための草地、又は普通畑としての利用を図っていく。

単位：ha

区分 地区名	農地			採草 放牧地			混牧林地			農業用 施設用地			計		
	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減
万世	232	231	△1							-	-	-	232	231	△1
山上	295	287	△8							3	3	0	298	290	△8
南原	501	497	△4							2	3	1	503	500	△3
上長井	205	200	△5							-	-	-	205	200	△5
三沢	421	411	△10							1	1	0	422	412	△10
広幡	470	465	△5							1	1	0	471	466	△5
六郷	361	356	△5							4	4	0	365	360	△5
塩井	317	312	△5							1	1	0	318	313	△5
窪田	627	624	△3							2	2	0	629	626	△3
上郷	781	779	△2							9	10	1	790	789	△1
計	4,210	4,162	△48							23	25	2	4,233	4,187	△46

イ 用途区分の構想

(ア) 万世地区

- a 市道桑山東堂森線西側の農用地のうち水田は大半が団体営土地改良事業で区画整理がされており、機械化に対応できることから農地として利用する。桑山地内南側に介在する農地及び市道梓山桑山線東側、梓神社西側も団地化しており、立地条件が良いので将来とも農地として利用する。
- b 市道梓神社東通り線東側の農用地のうち水田は大半が区画整理がされており、機械化に対応できる条件を備えていることから農地として利用する。また、梓神社東側の畑も団地・立地条件に恵まれているので今後とも農地として利用する。
- c 刈安地内の農用地のうち水田は、振興山村農林漁業特別開発事業で区画整理がされており、機械化に対応できることから農地として利用する。

(イ) 山上地区

- a 羽黒川西側に介在する農用地のうち水田は、団体営土地改良事業及び振興山村農林漁業特別開発事業で区画整理がされているので、将来とも農地として利用する。
- b 羽黒川東側に介在する農用地のうち水田は、団体営土地改良事業により区画整理がされており、大型機械化に対応できる条件を備えていることから農地として利用する。また、畑も集団化されていることから将来とも農地として利用する。

- c 大沢・大小屋地内に介在する農用地は、形状が棚田・不整形で団地性に欠けているが、今後とも農地として利用する。
 - d 吾妻山ろく放牧場においては、立地条件・団地性とも備えており、採草放牧地として利用する。
- (ウ) 南原地区
- a 主要地方道米沢猪苗代線西側の水田は、団体営土地改良事業で区画整理がされており、機械化に対応できる条件を備えていることから農地として利用する。また、畑は、そばの産地として団地性・立地条件に恵まれていることから今後とも農地として利用する。
 - b 米沢南工業団地南側の農用地のうち水田は、区画整理がほぼされており、機械化に対応できる条件を備えていることから、農地として利用する。
 - c 関地内の水田は、区画整理が完了し、中型機械化に対応する条件を備えていることから、農地として利用する。
 - d 大平地区の農用地は、振興山村農林漁業特別開発事業で区画整理がされており、機械化に対応できる条件を備えていることから、農地として利用する。
- (エ) 上長井地区
- a 県道笹野下矢来線東側の農用地のうち、笹野町から遠山町にかけては野菜の産地でもあり、団地性、立地条件を備えていることから農地として利用する。水田も団体営土地改良事業で区画整理がされており、機械化に対応できる条件を備えていることから農地として利用する。
 - b 県道笹野下矢来線西側の農用地は果樹の産地であり、団地性・立地条件が備えられていることから農地として利用する。
- (オ) 三沢地区
- a 県道綱木米沢停車場線沿線は、団体営土地改良事業で区画整理がされており、機械化に対応できる条件を備えていることから農地として利用する。
 - b 国道 121 号沿線の水田は、振興山村農林漁業特別開発事業と団体営土地改良事業で区画整理がほぼされており、中型機械化に対応できる条件を備えていることから農地として利用する。
- (カ) 広幡地区
- a 国道 287 号東側の農用地は、団体営土地改良事業で区画整理がされており、機械化に対応できる条件を備えていることから農地として利用する。
 - b 国道 287 号西側の農用地は、団地性に欠けているが、農地として利用する。また、現在の西山・大日向果樹園周辺は、りんご団地として造成がされており、団地性・立地条件が備えていることから農地として利用する。
- (キ) 六郷地区
- a 県道大塚米沢線東側の農用地は区画整理がされており、機械化に対応できる条件を備えていることから農地として利用する。
 - b 県道大塚米沢線西側の農用地のうち水田は、区画整理がされており、機械化に対応

できる条件を備えていることから農地として利用する。

(ク) 塩井地区

- a 国道 121 号西側の水田は、団体営土地改良事業で区画整理もほぼされており、未整備地区にあっても水利・団地条件が良いので、機械化に対応できる条件を備えていることから農地として利用する。また、原口集落の西側、鬼面川沿いの畑も、団地性・立地条件にも恵まれているので農地として利用する。
- b 県道米沢南陽白鷹線西側の水田は、団体営土地改良事業で区画整理がされており、機械化に対応できる条件を備えていることから農地として利用する。さらに、鬼面川沿い及び坊中町西側・南側の野菜畑・果樹園は、団地性・立地条件に恵まれているので農地として利用する。
- c 県道米沢南陽白鷹線東側の水田は、ほぼ区画整理がされており、未整備地区の一部においても平成 30 年に基盤整備事業で区画整理が完了し、機械化に対応できることから農地として利用する。また、荒川及び宮井集落内の畑地も立地条件がよく将来とも農地として利用する。

(ケ) 窪田地区

- a 国道 13 号東側の水田は、団体営土地改良事業で区画整理がほぼされており、また、機械化に対応できる条件を備えていることから農地として利用する。
- b 国道 13 号西側の水田は、団体営土地改良事業で区画整理がされており、機械化に対応できる条件を備えていることから農地として利用する。また、鬼面川沿い・上藤泉・上小瀬・矢野目集落内の一部果樹・野菜畑は、団地性・立地条件を備えていることから農地として利用する。

(コ) 上郷地区

- a J R 奥羽本線西側の水田は、ほぼ区画整理をされており、機械化に対応できる条件を備えていることから農地として利用する。
- b 県道米沢高島線東南側のうち水田は、すでに団体営土地改良事業で区画整理がされており、大型機械化に対応できる条件を備えていることから、農地として利用する。
また、元立・野際集落周辺及び天王川沿いの野菜畑についても立地条件がよいので農地として利用する。
- c 県道米沢高島線西北側の水田は、ほぼ区画整理がされており、大型機械化に対応できる条件を備えていることから農地として利用する。また、天満神社西北側の果樹園・野菜畑等は、団地性があり立地条件も良いことから農地として利用する。
- d 県道上和田浅川線北川の水田は、令和 11 年に区画整理が完了する予定であり、大型機械化に対応できる条件を備えるとともに、地元農業法人が集約を進めていることから農地として利用する。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

地域内の農地 4,210ha は、水田 3,629ha、畑 465ha、樹園地 116ha として利用され、平坦部は団地性に富み、傾斜度も緩やかで、立地条件も良く一般的に生産性が高い。一方、山間部の農用地は団地性に乏しく、傾斜度が強く、小規模で分散している現況である。

(1) 万世地区

当地域は、団体営土地改良事業、山村振興農林漁業対策事業、高速道路関連土地改良事業等により、水田の区画整理や水路整備等が実施されている。引き続き、多面的機能支払交付金事業に取組み、維持管理強化を図る。

(2) 山上地区

当地域は、団体営土地改良事業等により、水田の区画整理が実施されている。山間部の散在する水田で整備の困難な地区もあるが、引き続き、多面的機能支払交付金事業や中山間地域等直接支払事業等を進める。

(3) 南原地区

当地域は、団体営土地改良事業、山村振興農林漁業対策事業等により、水田の区画整理が実施されている。引き続き、多面的機能支払交付金事業や中山間地域等直接支払事業等に取組み、維持管理強化を図る。

(4) 上長井地区

当地域は、団体営土地改良事業等により、水田の区画整理が実施されている。引き続き、多面的機能支払交付金事業に取組み、維持管理強化を図る。

また未整備の農地についても、複合経営の確立には不可欠であることから、整備を促進する。

(5) 三沢地区

当地域は、山村振興農林漁業対策事業、団体営土地改良事業等により、水田の区画整理が実施されている。未整備の中には山間部に散在する水田で整備が困難な区域もあり多面的機能支払交付金事業や中山間地域等直接支払事業等に取組み、維持管理強化を図る。

(6) 広幡地区

当地域は、団体営土地改良事業により、水田の区画整理が実施されている。老朽化の著しい間坂ため池施設の堤体や余水吐、取水施設等の整備を促進する。引き続き、多面的機能支払交付金事業に取組み、維持管理強化を図る。

(7) 六郷地区

当地域は、団体営土地改良事業等により、水田の区画整理や水路整備等が実施されている。今後は、多面的機能支払交付金事業に取組み、維持管理強化を図る。

(8) 塩井地区

当地域は、団体営土地改良事業により、水田の区画整理が実施されている。未整備地区の一部において、平成 26 年度から平成 30 年度にかけ基盤整備事業の実施に伴い圃場が整備され、集積と団地化が進んだ。地下排水を採用することにより、水田の管理がしやすくなったことで、今後の更なる集積を図る。

また、引き続き、多面的機能支払交付金事業に取組み、維持管理強化を図る。

(9) 窪田地区

当地区は、団体営土地改良事業により、水田の区画整理が実施されている。条件も良く団地性も高い農地が多いことから、引き続き、多面的機能支払交付金事業に取組み、維持管理強化を図る。

(10) 上郷地区

当地区は、基盤整備事業、団体営土地改良事業等により、水田の区画整理が実施されている。米沢オフィス・アルカディアや道の駅米沢、道路等の開発により、当地区の農用地面積は減少したが、条件が良く団地性の高い農地も多く、県道上和田浅川線沿線の水田が、令和11年に区画整理が完了する予定であることから、引き続き、多面的機能支払交付金事業に取組み、維持管理強化を図る。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		事業時期	対図番号
		受益地区	受益面積		
ため池整備事業	堤体工1式	間坂	A=15ha	H29～R7	1
水利施設整備事業	用水路工 L=12,552m	米沢1	A=540.7ha	H30～R7	2
農地整備事業	区画整理工 A=36.5ha	浅川	A=36.5ha	R4～R11	3
水利施設整備事業	排水路工 L=280m	窪田2	A=708.8ha	R5～R6	4
水利施設整備事業	用水路工 L=120m	堀金・六郷	A=23.4ha	R5～R7	5
周排水施設整備事業	用排水路工 L=676.5m	矢子堰	A=42ha	R2～R7	6

3 森林の整備その他林業の振興との関連

農用地区域には、本市の森林整備計画区域と隣接している部分もあることから、今後林業の活性化を図り生産性を向上させるためにも、農道、林道相互の有機的関連を十分に考慮しながら効果的な整備を図る。

4 他事業との関連

なし。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農地は、農業生産活動において最も基礎的な資源であり、良好な状態で維持・保全し、その有効利用を図ることは極めて重要である。また、農地の保全と有効利用は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能の発揮とその維持・増進を図る上でも必要である。

今後も集団的に存在する農地を良好な状態で維持・保全し有効利用を図るため、土地改良施設等の適正な維持管理を推進するとともに、引き続き農地の基盤整備も必要に応じ進めていく。

特に、米の需要に応じた計画的生産に対応するとともに、雪菜、豆もやし等の地域特産物やアスパラガス、きゅうり、枝豆等の振興作物、さらには大豆、そば等について、振興を図る。

中山間地域においては、中山間地域等直接支払制度の適切な運用や地域営農体制の構築、さらには中山間地域の地形や自然環境などの諸条件に配慮した農作物の作付け等により耕作放棄地の抑制や農地等の適正管理に努める。

また、農地は地下水をかん養する機能を有するほか、雨水、流水の一時的な貯留機能、表土の浸食防止機能、土砂崩壊防止機能を持っており、地域の防災・保全上大きな役割を果たす。このことからそれらの諸機能の発揮により土壌浸食や崩壊等の自然災害を未然に防止し、地域住民の生命・財産や安全を確保するため農地等の保全を図る。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		事業時期	対図番号
		受益地区	受益面積		
農地整備事業	区画整理工 A=36.5ha	浅川	A=36.5ha	R4～R11	3

3 農用地等の保全のための活動

(1) 耕作放棄地の保全部管理の支援

耕作放棄地の発生を抑制し耕作放棄地の一層の解消を図るため、実態の把握や地域の自主性や創意工夫による耕作放棄地解消のための取組みに対し各種の支援を行い、計画的な土地利用を図りながら優良農地の確保に努めていく。農業者個々の事情から耕作放棄が予想される農地については、関係機関・団体が一体となって調整を行うなど、農作業の受委託、利用権設定等による担い手への農地集積を促進していく。

(2) 担い手への農地の利用集積の促進

農用地の有効利用を図るため、農業委員会を中心として農用地の利用調整を図りながら農地中間管理事業や米沢市農地流動化促進事業等により、地域農業の担い手に対して計画的な農地の集積化を促進し、効率的かつ安定的な農業経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立する。

(3) 中山間地域における集落協定に基づく農地の持続的な保全活動

中山間地域等直接支払制度を適切に活用しながら、集落営農の活動を支援し、耕作放棄地

の発生を抑制・防止するなどの農用地の適切な保全管理を図る。

また、集落営農に対する支援のほかに、担い手の育成や集落の景観や環境の保全に対する支援を進め、中山間地域等直接支払制度に取り組む地域農業者への理解や農地が保有する多面的機能に対する再認識を促しながら、中山間地域に対する支援を行う。

(4) 多面的機能支払交付金を活用した共同活動による農業用施設の保全活動の支援

農業・農村は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受している。

しかし、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつある。また、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手の負担の増加も懸念されている。

このため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は、水源かん養や山地災害等の防止に大きな役割を果たしているほか、空気の浄化や快適環境の形成等の多面的機能を有している。こうした森林の有する公益的機能の高度発揮を図るため、特に発揮することが期待されている機能に応じ、保育及び間伐の積極的な推進、天然生林の適確な保全及び管理等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図る。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営の発展の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農地中間管理機構の機能等を発揮した農用地の集積・集約化や、経営管理の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、本市農業の健全な発展を図るものとする。

また、地域計画の策定・見直しを通じ、地域農業の維持・発展に向けた合意形成の促進など多様な担い手育成のための基盤づくりを合わせて推進するとともに、次代を担う新規就農者の育成・確保を図ることにより、本市農業の健全な発展を図るものとする。

また、集約的な経営展開を促進するため、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新技術導入による新規作物の取組を推進する。

以上の基本的な考え方により、目標となる所得を労働力1人で400万円程度とし次の10の営農モデル（営農類型）を設定した。

営農モデル（本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想より）

	営農類型	目標規模	作目構成
個別 経営体	水稲+大豆+野菜+水稲 作業受託	田 17.1ha (作業受託) 3.5ha	ha 水稲 11.0ha 大豆 5.5ha 枝豆 0.6ha 作業受託 3.5ha
	野菜+水稲+大豆	田 6.3ha	水稲 4.0ha きゅうり (ハウス早熟) 0.2ha (ハウス抑制) 0.2ha (露地) 0.4ha 大豆 1.5ha
	施設野菜+水稲+大豆	田 7.0ha	水稲 4.5ha トマト (ハウス夏秋どり) 0.3ha おかひじき 0.15ha ホウレンソウ 0.15ha 大豆 2.0ha
	花き+水稲+大豆	田 6.8ha	水稲 4.5ha アルストロメリア 0.3ha 大豆 2.0ha
	果樹+水稲	田 4.5ha	りんご 1.2ha さくらんぼ 0.3ha 水稲 3.0ha
	肉用牛(繁殖) +水稲	飼料畑 8.3ha 田 4.6ha	肉用牛 55頭 (繁殖牛) 8.3ha 牧草 (水田利用2.5ha) 4.6ha 水稲

	営農類型	目標規模		作目構成	
		ha		ha	
個別経営体	肉用牛(肥育牛)＋水稲	田	7.0ha	肉用牛(肥育牛) 牧草	40頭 2.0ha
	酪農単一	飼料作物 (うち田)	10.0ha 2.0ha	経産牛 牧草 (水田利用 2.0ha)	40頭 10.0ha
組織経営体	水稲＋大豆＋野菜 (集落営農) 〔主たる農業従事者5人〕	田	70.0ha	水稲 大豆 アスパラガス	45.0ha 20.0ha 5.0ha
	特定作業受託(大豆)＋ 水稲(個別経営体) ※10戸の農業者が大豆 作業受託組織を結成	作業受託 員内 員外 水稲	70.0ha 38.0ha 32.0ha 70.0ha	大豆作業受託 水稲	70.0ha 70.0ha

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

生産性の向上、経営の効率化や規模拡大を図るためには、面的にまとまった形での農用地の利用を確保することが重要であり、農用地の集積・集約化を強く進める。

このため、策定した地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整等を行い、農地中間管理機構を軸としながら、関係機関が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を改善し、担い手の農用地の連担化や団地面積の増加を図ることとする。

また、中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている後継者の円滑な就農を促進するエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、放牧利用や蜜源利用、省力栽培による保全等の取り組みを進めることとする。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 地域農業集団の育成対策

土地利用型農業の経営改善及び生産コストの低減を図る上で最も必要となる農地の効率的な利用を推進するため、集落または地縁的なまとまりを単位として農地の利用調整等の活動を行う地域農業集団を組織化し育成していく。

(2) 農用地の集団化対策

農用地の集団化を図るには、農用地の流動化や農作業の受委託等の他、未利用地を開発造成するとともに、効率的な農業経営ができるよう集落内の合意形成を図り、地域農業の振興に努めていく。

(3) 農地中間管理事業等による農用地の利用集積

農地中間管理事業の活用をはじめとした、関係機関一体となった推進はもとより、米沢市農業委員会を中心に、農業者の個別訪問による掘り起こしや各種の集落会合、地区会合時における啓発普及活動に取り組んでいく。

(4) 農作業の受委託、共同化、生産組織の育成対策

近年における農業経営形態の変化等に伴い、農作業を委託しようとする傾向が高まっていることから、山形おきたま農業協同組合及び各地域の担い手組織と連携を密にした農作業の受委託の促進を図っていく。さらに関係機関が一体となって、啓蒙普及や必要に応じ集落座談会による話し合いに出席し、共同化や組織化等の優位性をPRする。

(5) 地力の維持増進対策等

農業従事者の高齢化、畜産業者の減少、化学肥料の普及等により、農地への有機質の投入が減少し、地力の低下や連作障害等の問題が発生している。

地力の維持増進は、農地の高度利用、生産性向上はもとより、冷害等の気象災害への抵抗力をつける役割を果たすものである。

減農薬による栽培や生産作目に応じた、適切な地力の指針を示すとともに、減農薬地域の耕種農業者と畜産業者の連携を推進しながら、稲わら、籾殻、堆肥利用等を積極的に取り入れ、地力の維持増強を図る。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の森林面積は、総面積の約76%を占めているが、小規模かつ森林所有者の高齢化や不在村化等により境界が不明確な森林が多く、効率的な森林の整備が困難な状況にある。

このような状況を踏まえ、航空レーザ測量の成果等を活用しながら、森林経営管理制度などを推進することにより、効率的な森林の整備を図ることが重要である。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

各地域における農業経営の現状・特徴に合わせて、作業の効率化と省力化による労働環境の改善と、低コスト化及び、高品質で安心・安全な農産物の生産を目指すものとする。

なお、今後の施設・機械等の整備に当たっては、担い手のニーズに応じて、各種補助制度やリース事業等を検討しながら、農業経営体の実態に即した支援を実施する。

(1) 主要作目

ア 米

一層の規模拡大、あるいは稲作と畑作物等との複合化を推進するため、極力連担した形での農用地の集積を図る。また、地域の条件に合った適地適作を基本とする品種構成、個別の経営内容に即した品種や栽培方法の組み合わせ、省力化と低コスト化のための技術の普及、土壌改良、地域輪作体系の導入、ほ場の畑地化等の農業生産基盤の整備等を、相互に十分連動させながら推進する。

イ 大豆・そば

収量や品質の向上及びコスト低減を図るため、作業受託組織による統一的な栽培・管理技術の徹底を推進し、機械を効率的に利用した計画的な作付け、最新の栽培技術に対応した機械・施設等の導入を推進する。

ウ 肉用牛

経営コストの軽減と強健な体躯の形成を図るため、吾妻山ろく放牧場の有効利用を促進する。新技術の導入を促進し、規模拡大や機械の共同利用及び耕畜連携による自給飼料の拡大による低コスト化、安全・安心な飼料の確保、良質堆肥の供給、優良家畜の利用による高品質化及び生産環境の改善とヘルパー制度の積極的活用による省力化を推進する。

エ 野菜・花き

広域的な品種選定のもと、周年的な安定生産と水田転換畑を有効活用する土地利用型作物の生産拡大のための機械化、施設化等の生産基盤の整備を図る。現地における省力技術の開発・普及、作業環境の改善など労働負担の軽減を図り、合理的な輪作体系を確立して、地場供給力の向上と県外出荷を促進するため共同化、集団化による産地形成を推進する。

オ りんご

果樹の中で、最も大きなウエイトを占めており、本市の特産品でもあるため、産地の維持とともに、消費者嗜好に即した優良品種への転換や品質の向上に努める。防除、管理、収穫等の機械化作業体系を確立し、労働負担の軽減を図る。また、集出荷施設の利用により共同選果を行い、規格統一、集荷販売の一元化を推進する。

カ おうとう

組織体制を整備し、集団化・協業化を図る。また、加温・無加温栽培のための施設整備を行い、自然災害に対する対策・技術を普及し、施設利用の共同化を推進しながら、規模拡大を図る。

(2) 地区別構想

ア 万世地区・山上地区

担い手の農業経営の現状・特徴に合わせて、作業の効率化と省力化による労働環境の改善及び低コスト化を図るため、機械・施設等の共同利用等による効率的な生産体制を目指す。

イ 南原地区

大・中型機械に対応する条件を備えているので、生産組織を育成強化し積極的に省力化することで経営の安定化を図る。

そばについては、集団化や機械化を図り生産性を高める。

ウ 上長井地区

集団栽培組合を育成・強化し、大型機械による作業体系を確立することで、経営の近代化を図る。

りんごについては、既存の施設利用を推進し省力化を図る。

エ 三沢地区

地域性を勘案した生産組織を育成・強化し、中型機械による一貫経営を確立する。また、肉用牛（繁殖）生産者の経営安定を図るため、採草地の有効利用を図る。

オ 広幡地区

大型機械化体系が確立されており、より効果的な一貫作業体系を推進する。

果樹については、りんごを中心として近代化施設、農業機械を導入・設置し、省力化と品質の統一を図り、畜産については多頭飼育を推進し畜産振興を図る。

カ 六郷地区

大型機械化体系が確立されており、今後とも省力化を推進し、生産性の向上を図る。

キ 塩井地区

大型機械の導入により省力化を図り、生産性の向上を図る。露地野菜生産地帯として団地化が進んでおり、施設園芸を推進するためハウス等の栽培管理施設の整備拡充を図る。

ク 窪田地区

当地域は市域でも平坦部が連担する優良農地地帯であり、大型機械の導入による省力化を図る。

施設園芸については、栽培管理施設の更新・整備を行い、市場性のある生鮮野菜の出荷体制を確立する。

ケ 上郷地区

大型機械化体系が確立されているが、より効果的な一貫作業体系を推進するため、経営規模に応じた自脱型コンバインの導入等、近代化施設の整備拡大を図る。

野菜については、現在の生産団地を拡大するため、地区内を勘案してハウス等の栽培管理施設の整備拡充を行い、市場性のある生鮮野菜の出荷体制を確立する。酪農については、大規模化に対応した飼料供給体制の確立を図る。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号
		受益地区	受益面積	受益戸数		
共同栽培 管理施設	トラクター 8台 乾燥機 4台 コンバイン 3台 田植機 2台 パイプハウス 2棟	(市全体) " " " (上郷)	50ha	10戸	生産組織	①
共同栽培 管理施設	トラクター 3台 コンバイン 2台 乾燥機 2台 除草機 3台	(旧市) (南原) (万世)	10ha 20ha 30ha	-	生産組織	②
共同栽培 管理施設	トラクター 1台 乾燥機 2台 コンバイン 1台 田植機 1台 モミスリ機 1台	(広幡)	-	-	生産組織	③
共同栽培 管理施設	WC S専用刈取機 1台 青刈デントコーン専用刈取機 1台 ラップマシーン 1台	(市全体)	90ha 30ha 120ha	40戸 15戸 55戸	生産組織	④
共同栽培 管理施設	トラクター 2台 大豆播種機 3~4台 ブームスプレイヤー 2台 カルチ 3~4台 大豆コンバイン 4台 トラクター(賃借) 3台	(市全体)	50ha	-	生産組織	⑤
共同栽培 管理施設	パイプハウス 4棟 トラクター 2台 コンバイン 1台 ドローン 1台 レーザーレベラー 1台 ハンマーモア 1台 ハイクリブーム 1台 プラウ 1台 キャリアカー 1台 糶摺機 1台 色彩選別機 1台 フレコンバック 1台 70石乾燥機 1台 70石糶マス 3台	(窪田)	50ha	4戸	生産組織	⑥
共同飼養 管理施設	トラクター 1台 グローブ 1台 乾燥機小屋 1棟 フレコン計量機ユニット 1台 田植機 1台 コンバイン 1台 ローダー 1台	(南原)	20ha " 10ha " " " 5ha	20戸 " 10戸 " " " 5戸	生産組織	⑦

3 森林の整備その他林業の振興との関連

林業生産コストの低減や生産性の向上を図るためには、高性能林業機械の導入が必要であるが、その他にも、航空レーザ測量や高精度な位置情報サービスなどのリモートセンシング技術との併用等により、効果的な施業方法を模索することが重要である。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農業従事者が減少傾向にある中、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材を確保・育成することが必要である。

特に、新たに農業に挑戦しようとする新規就農者を、技術・経営感覚に優れた意欲ある担い手として育成していくことが地域農業を支える上で大変重要である。

各種補助事業等を活用しながら、置賜総合支庁農業技術普及課、山形おきたま農業協同組合等の関係機関・団体と連携し、就農者の技術習得や経営管理能力向上及び施設整備等に対する支援を行っていく。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

なし。

3 農業を担うべき者のための支援の活動

(1) 農業技術及び知識習得への支援

新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

(2) 就農に必要な資金手当の支援

Uターン、Iターン等の多様化する新規就農への支援対策として県制度のPRや活用を行い、置賜総合支庁農業技術普及課、山形おきたま農業協同組合と連携を図り、制度資金等をはじめ各種新規就農者支援事業を活用し経営開始後の負担軽減を図る。

(3) 生産基盤となる農地の取得等に対する支援

農地を取得した認定農業者に対しては、スーパーL資金における利子の助成を行い、農業者の負担軽減に努める。米沢市農地流動化促進事業等を活用することにより、利用権の設定等を行った面積に対して補助金を交付するなど、担い手の育成、確保を図る。

(4) 就農や経営向上のための各種情報提供体制への支援

各種の研修会等を通して新規就農や経営の安定向上に役立つ各種情報の提供を行うとともに、置賜総合支庁農業技術普及課、山形おきたま農業協同組合等の関係機関・団体と連携を図りながら、情報収集、提供体制の構築を推進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

林業関係者の経営意欲の向上を図るため、関係機関との連携により、必要な支援等を模索するとともに、各種研修会等を通じた技能向上、資格取得を促し、人材の育成を図る。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

令和2年農林業センサスによると、本市の総農家戸数は1,301戸で、その内販売農家数は758戸である。販売農家数は過去10年間で443戸減少しており、今後担い手の育成や農用地の集積化を図る上においても、安定した就業の場を確保することが必須条件となっている。このことから、今後本市農業従事者の安定した就業先を確保するために、米沢オフィス・アルカディアを中心とした企業誘致の促進を積極的に進めることにより、安定的な収入の確保と、新規学卒者等の流出防止はもちろん他地域からの就業者の定着を図る。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

(1) 農業従事者の就業意向等を把握するための方策

集落や地域内での話し合いを基本に、地域の特性や現状を分析し、市、県、農業協同組合等の関係機関・団体の連携と協力を図りながら農業者の意向把握に努める。

(2) 農業従事者に対する就業相談活動の強化対策

市、県、農業協同組合等の関係機関・団体の窓口を利用し、情報の交換や収集、啓発普及を図る。

(3) 地域農林水産物及びその他の地域資源の利用による地場産業への就業機会の確保対策

転作面積の拡大に伴い、地場産物及びその他の地域資源を活用した地場産業の育成を図るとともに、大規模組織の法人化推進、収益性の高い農産物の販路確立や学校給食への地場産農産物の利用拡大を図り、地域内の雇用機会を創出し、農業従事者の就労の機会を確保する。

また、加工品の原料となる農産物の安定供給を図るため、生産者団体の育成・強化を図るとともに、農業協同組合・商工会議所等の連携による地域特産物の販路拡大活動を促進する。

3 農業従事者就業促進施設

なし。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

林業関係者の安定的な就業を促進するためには、経営の安定化と木材産業全体の需要拡大が必要である。そのためにも、公共建築物や民間建築物への地域産木材の積極的な利用のほか、都市部への木材、木製品等の販路拡大、木質バイオマスエネルギーとしての活用等、包括的な利用を推進することで、林業従事者の就業場所の確保と就業機会の拡充を図る。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

市内全域にコミュニティセンターが設置されているとともに、地区別分館・町内公民館や生活排水処理施設の整備についてもほぼ完了し、適切な管理を実施している。

一方で、農村地域における住居等の散在、住民意識の多様化や連帯感の希薄化が進み、集落の維持や地域活動への取組みが難しいことが課題となってきている。こうした状況に対処し魅力と活力ある地域を維持するためには、継続的な支援が不可欠であるため、地域が必要とする環境施設については地域住民のニーズを的確に把握しながら整備を図る。

米沢市まちづくり総合計画に基づく各種事業と一体的に農村生活環境の整備を促進する。

2 生活環境施設の整備計画

なし。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林の整備については、森林の有する公益的機能を重視しながらも、森林レクリエーションやグリーンツーリズム等、時代の要請に応えられるように、ニーズの的確な把握に努める。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

なし。

第9 附図

別 添

- 1 土地利用計画図（附図1号）
- 2 土地基盤整備開発計画図及び農用地等保全整備計画図（附図2号）
- 3 農業近代化施設整備計画図（附図3号）

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

下表の「区域の範囲」欄に掲げる区域内に含まれる土地のうち「除外する土地」欄に掲げる土地以外の土地を農用地とする。

「除外する土地」欄に掲げる土地は別途附図1号に白色で示す区域とする。

地区・区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考
A - 1 (万世)	国道13号、県道万世窪田線、市道梓神社東通り線、旧万世村と旧山上村の境界線及び農業振興地域指定界を順次結んで囲まれた区域	①片子公民館を中心とする集落内に介在する農用地 ②万世公民館及び梓神社を中心とする集落内にそれぞれ介在する農用地 ③市道梓山桑山線の始点150mから500mまでの農用地 ④万世自動車練習場を中心とする集落内に介在する農用地 ⑤国道13号と桑山住宅団地の間に介在する農用地 ⑥八幡原工業団地の南側に介在する農用地 ⑦和泉屋敷集落に介在する農用地	
A - 2	市道梓神社東通り線東側で農業振興地域指定界を順次結んで囲まれた区域	①梓山1、梓山2、梓山3、梓山4部落公民館を中心とする集落及び大笹生集落内にそれぞれ介在する農用地	
A - 3	刈安地内の国道13号南側で農業振興地域指定界を順次結んで囲まれた区域	①刈安集落内に介在する農用地	
B - 1 (山上)	市道三沢白旗線、梓園北通り線、関根駅松原線、小狭線、旧万世村と旧山上村の境界線及び農業振興地域指定界を順次結んで囲まれた区域	①戸板、立沢及び小狭集落内にそれぞれ介在する農用地	
B - 2	松川東側で県道板谷米沢停車場線、関根駅前通り線、市道石垣町赤崩線、関根小南通り線及び農業振興地域指定界を順次結んで囲まれた区域	①通町2丁目、下原、中島、海老ヶ沢及びJR関根駅を中心とする集落内にそれぞれ介在する農用地	
B - 3	県道板谷米沢停車場線、市道三沢白旗線、通町松原線、梓園北通り線、関根駅松原線、及び農業振興地域指定界を順次結んで囲まれた区域	①通町1丁目、小狭、廻戸、三沢、松原及び市立関根小学校を中心とする集落内に介在する農用地	
B - 4	松川東側で市道石垣町赤崩線と農業振興地域指定界を順次結んで囲まれた区域	①赤崩、木舟及び石木戸集落内にそれぞれ介在する農用地	
B - 5	県道板谷米沢停車場線の大小屋、大沢地内で農業振興地域指定界を順次結んで囲まれた区域	①市野々、大小屋及び大沢集落内にそれぞれ介在する農用地	
B - 6	市営吾妻山ろく放牧場農業振興地域指定界を順次結んで囲まれた区域	①市営吾妻山ろく放牧場の草地開発事業予定地であった農用地	

地区・区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考
C - 1 (南原)	松川西側で主要地方道米沢猪苗代線、県道芳泉町諸仏町線及び農業振興地域指定界を順次結んで囲まれた区域	①窪倉、芳泉町及び県立米沢養護学校を中心とする集落内にそれぞれ介在する農用地 ②主要地方道米沢猪苗代線泉町踏切から県道芳泉町諸仏町線起点までの東側 100m 以内の農用地 ③県道芳泉町諸仏町線の北側 150m 以内で県道米沢猪苗代線より 700m までの農用地 ④県立米沢興譲館高等学校の敷地及びその西側に介在する農用地 ⑤県立米沢興譲館高等学校東側及び南側から市道笹野太田町五丁目線までの農用地 ⑥市道興譲館北通り新大橋線北側芳泉町地内に介在する農用地	
C - 2	松川西側で主要地方道米沢猪苗代線、芳泉町諸仏町線、県道関根李山線、市道石垣町赤崩線及び農業振興地域指定界を順次結んで囲まれた区域	①南原五ヶ町集落内にそれぞれ介在する農用地 ②市道石垣町赤崩線東側の農用地 ③南原小学校南側の農用地 ④大字笹野の集落内に介在する農用地	
C - 3	主要地方道米沢猪苗代線、県道関根停車場南原線、市道石垣町赤崩線及び農業振興地域指定界を順次結んで囲まれた区域	①笹野、繰返及び坂下集落内に、それぞれ介在する農用地 ②主要地方道米沢猪苗代線諸仏町地内から上三角地内までの農用地 ③市道笹野観音石垣町線の起点から 900m 以内の西側に介在する農用地 ④堀立川の両側に介在する農用地	
C - 4	松川西側で主要地方道米沢猪苗代線、県道関根李山線、市道石垣町赤崩線及び農業振興地域指定界を順次結んで囲まれた区域	①八ヶ代、市布、宮の前、栗ノ木下、前の在家、中ノ在家、銭子屋敷、丹南及び室沢集落内にそれぞれ介在する農用地	
C - 5	関地区で農業振興地域指定界を順次結んで囲まれた区域	①立石、杉ノ下、関町、中関、道神、竜田、小白布及び大白布集落内にそれぞれ介在する農用地 ②大白布集落東側の現況山林、原野の農用地	
C - 6	大平地区で農業振興地域指定界を順次結んで囲まれた区域	①大平集落内に介在する農用地	
D - 1 (上長井)	主要地方道米沢猪苗代線西側で農業振興地域指定界を順次結んで囲まれた区域のうち、市道杉の目町湯之沢線北側	①遠山町、古志田町及び笹野町集落内にそれぞれ介在する農用地 ②県道笹野下矢来線、古志田町から遠山町の西側から農業振興地域指定界までの農用地 ③県道笹野下矢来線の終点東側で用途地域の南側から農道までの農用地 ④泉町 2 丁目及び杉ノ目町集落内にそれぞれ介在する農用地	
E - 1 (三沢)	旧米沢市と旧三沢村の境界線と農業振興地域指定界を順次結んで囲まれた区域のうち、市道中山街道北側	①赤芝町、羽黒堂、馬場、新田、下窪、東下、西下及び小野川町の一部の集落内にそれぞれ介在する農用地 ②館山浄水場を中心とする集落内の農用地	

地区・区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
E - 2	旧三沢村と旧南原村の境界線と農業振興地域指定界を順次結んで囲まれた区域のうち、市道中山街道線南側	①小野川、夜鷹原、大佐田、源八前、笹原及び集落内にそれぞれ介在する農用地	
E - 3	市道中山街道線南側で農業振興地域指定界を順次結んで囲まれた区域	①北小屋、上窪、田代、蟹屋敷、糸畔、東下、東中及び東入集落にそれぞれ介在する農用地	
E - 4	市道中山街道線南側で農業振興地域指定界を順次結んで囲まれた区域	①森崎、中沢、岡原及び天王集落内にそれぞれ介在する農用地	
E - 5	国道 121 号、県道口田沢川西線、小樽川及び農業振興地域指定界を順次結んで囲まれた区域	①館山、下ノ町、上ノ町、中原、神原、入中、戸長里、白夫平及び塩地平集落にそれぞれ介在する農用地	
E - 6	国道 121 号、県道口田沢川西線、旧三沢村と旧広幡村の境界線、米沢市と川西町の行政界及び農業振興地域指定界を順次結んで囲まれた区域	①下ノ町、上ノ町及び中原集落内にそれぞれ介在する農用地 ②国道 121 号北側、旧 J A 田沢支店北東側の農用地	
E - 7	小樽川南側で農業振興地域指定界を順次結んで囲まれた区域	①才津、下屋敷、上屋敷、増子他屋、上ノ在家及び湯ノ花集落内にそれぞれ介在する農用地	
F - 1 (広幡)	国道 287 号と鬼面川に囲まれた区域のうち、県道広幡窪田線南側	①小山田、沖仲、大沢及び下小菅集落内にそれぞれ介在する農用地 ② J R 米坂線成島駅前から国道 287 号南北 200m 以内の農用地	
F - 2	国道 287 号、県道広幡窪田線、米沢市と川西町の行政界、旧広幡村と旧六郷村の境界線とを順次結んで囲まれた区域	①小山田、沖仲、大沢及び下小菅集落内にそれぞれ介在する農用地	
F - 3	国道 287 号、鬼面川、米沢市と川西町の行政界旧三沢村と旧広幡村と境界線を順次結んで囲まれた区域	①館山矢子、成島及び京塚集落内にそれぞれ介在する農用地 ②国道 287 号成島バイパスと J R 米坂線との間の農用地 ③国道 287 号、市道落合線及び米沢市と川西町との行政界に囲まれた農用地 ④国道 121 号、287 号、市道落合線及び米沢市と川西町との行政界に囲まれた真平沢西側の農用地	
G - 1 (六郷)	県道大塚米沢線、鬼面川、米沢市と川西町の行政界を順次結んで囲まれた区域	①西藤泉、轟、桐原及び西江股集落内にそれぞれ介在する農用地	
G - 2	県道大塚米沢線、県道広幡窪田線、旧六郷村と旧広幡村との境界、米沢市と川西町の行政界を順次結んで囲まれた区域	①桐原、一漆、長橋及び市立第六中学校周辺集落内にそれぞれ介在する農用地	
H - 1 (塩井)	主要地方道米沢南陽白鷹線、鬼面川及び農業振興地域指定界を順次結んで囲まれた区域	①原口、川辺、上町、中町及び坊中町集落内にそれぞれ介在する農用地	
H - 2	主要地方道米沢南陽白鷹線、京塚置賜停車場線、市道中田町上藤泉及び農業振興地域指定界を順次結んで囲まれた区域	①東町、中町、藤泉、上小瀬、宮井及び荒川集落内にそれぞれ介在する農用地 ②県道米沢南陽線徳町地内東側から農業振興地域指定界までの農用地 ③市道中田町上藤泉線 50m 南側国道 13 号 100m 西側の農用地	

地区・区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考
I - 1 (窪田)	松川西側で国道13号と農業振興地域指定界を順次結んで囲まれた区域	①家中集落内に介在する農用地	
I - 2	国道13号、県道広幡窪田線、市道中田町上藤泉線、旧窪田村と旧塩井村の境界線及び農業振興地域指定界を順次結んで囲まれた区域	①下小瀬、上藤泉、沖及び町集落内にそれぞれ介在する農用地	
I - 3	県道京塚置賜停車場線、鬼面川、市道沖高野線及び米沢市と高島町の行政界を順次結んで囲まれた区域	①下小瀬、上藤泉、沖、桐井、東江股、高野及び西屋敷集落内にそれぞれ介在する農用地	
I - 4	国道13号、県道広幡窪田線、市道沖高野線、半在家石田線及び米沢市と高島町の行政界を順次結んで囲まれた区域	①下小瀬、半在家、西屋敷、石田、田中、大下及び下窪田集落内にそれぞれ介在する農用地	
I - 5	松川西側で、米沢市と高島町の行政界、農業振興地域指定界とを順次結んで囲まれた区域	①北小屋、石畑、中里及び外ノ内集落内にそれぞれ介在する農用地	
J - 1 (上郷)	国道13号、主要地方道米沢高島線、県道万世窪田線、市道金谷上谷地線、川井羽黒神社北線及び農業振興地域指定界を順次結んで囲まれた区域	①元立、細原、上谷地及び坂町集落内にそれぞれ介在する農用地 ②金谷集落に介在する農用地 ③オフィシャルカディア整備事業に係る農用地	
J - 2	主要地方道米沢高島線、県道米沢浅川高島線、万世窪田線及び羽黒川で囲まれた区域	①駈上、西谷地、坂町、西屋敷、窪及び中里集落内にそれぞれ介在する農用地 ②新田橋南側で羽黒川右岸の西屋敷集落西側の農用地	
J - 3	県道広幡窪田線、米沢浅川高島線、米沢市と高島町の行政界及び最上川で囲まれた区域	①金ヶ崎、三合免、荒屋敷、持添、高野及び前原集落内にそれぞれ介在する農用地 ②JR置賜駅西側から集落までの250m以内の農用地	
J - 4	主要地方道米沢高島線、県道米沢浅川高島線、万世窪田線及び米沢市と高島町の行政界を順次結んで囲まれた区域から戸塚山の外周を順次結んで囲まれた区域を差し引いた地区	①鴨谷地、堰場、下竹井、荒屋、中谷地、森合、川西、飯塚、押出、上浅川、狐塚、高野及び大野集落内にそれぞれ介在する農用地	
J - 5	主要地方道米沢高島線、県道万世窪田線及び農業振興地域指定界を順次結んで囲まれた区域	①上竹井、野際、東屋敷、古郷部、中の目、荒屋、木和田、坂町及び川西集落内にそれぞれ介在する農用地 ②上谷地集落北側の農用地 ③市道中ノ目東屋敷線及び東屋敷線東側の農用地	
J - 6	主要地方道米沢高島線、米沢市と高島町の行政界及び農業振興地域指定界を順次結んで囲まれた区域	①前小屋、谷ノ口及び上海上集落内にそれぞれ介在する農用地	

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

米沢農業振興地域土地利用計画図に示す農用地区域内の現況森林・原野

(2) 用途区分

下表の「地区・区域番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は「用途区分」欄に掲げるとおりである。

地区・区域番号	用途区分
A-1	農地：下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地：米沢農業振興地域土地利用計画図に橙色で示す区域
A-2	農地：下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地：米沢農業振興地域土地利用計画図に橙色で示す区域
A-3	農地：全区域
B-1	農地：下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地：米沢農業振興地域土地利用計画図に橙色で示す区域
B-2	農地：下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地：米沢農業振興地域土地利用計画図に橙色で示す区域
B-3	農地：下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地：米沢農業振興地域土地利用計画図に橙色で示す区域
B-4	農地：下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地：米沢農業振興地域土地利用計画図に橙色で示す区域
B-5	農地：全区域
B-6	農地：下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地：米沢農業振興地域土地利用計画図に橙色で示す区域
C-1	農地：下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地：米沢農業振興地域土地利用計画図に橙色で示す区域
C-2	農地：下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地：米沢農業振興地域土地利用計画図に橙色で示す区域
C-3	農地：下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地：米沢農業振興地域土地利用計画図に橙色で示す区域
C-4	農地：下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地：米沢農業振興地域土地利用計画図に橙色で示す区域
C-5	農地：下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地：米沢農業振興地域土地利用計画図に橙色で示す区域
C-6	農地：全区域
D-1	農地：下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地：米沢農業振興地域土地利用計画図に橙色で示す区域
E-1	農地：下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地：米沢農業振興地域土地利用計画図に橙色で示す区域
E-2	農地：全区域
E-3	農地：下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地：米沢農業振興地域土地利用計画図に橙色で示す区域
E-4	農地：下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地：米沢農業振興地域土地利用計画図に橙色で示す区域
E-5	農地：全区域

